

歯科医療機関の皆様へ

歯科医師と歯科技工所、歯科技工士だけが行う
適正な歯科技工所間連携

COTTONTAIL



～歯科技工所間の連携(歯科補てつ物の二次委託)とは～

近年目まぐるしく発展している歯科技工分野において使用される材料や機材は多岐にわたり、歯科技工士は常に新しい歯科技工技術への挑戦や設備投資、また法令順守の精神が求められています。しかしながら、近年の歯科技工士人口の減少並びに歯科技工士の高齢化※により歯科医療機関に対する十分なサービスを提供することが年々難しい環境にもなってきております。

(※就業歯科技工士数は平成16年(2004年)の35,668人に対して平成26年(2014年)は34,495人(△1,173人、△3.4%)

歯科技工士人口に対して46.5%が50才以上。厚生労働省発行「平成26年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況」より)

このような厳しい環境において歯科医療機関のご要望に十分お応えするためには各歯科技工所が連携してお互いの強みを生かすネットワークが必要不可欠な状況となっております。また、歯科技工所自身も個人・法人問わずに歯科技工所間の連携を経営強化方策の最優先項目として上げております。

(東京歯科保険医協会第44回定期総会資料「歯科技工所アンケート集計結果」日本歯科新聞(平成28年6月28日付)より一部転載)

当社は歯科技工技術に信頼のおける全国各地の歯科技工所と提携し、それぞれの強みを生かしたネットワークを構築することで各歯科医療機関からの様々な歯科技工へのご要望に漏れなく、きめ細やかに対応をさせて頂くしくみを構築いたします。



【当社の歯科技工所間連携(二次委託)の特徴】

1. 地域の歯科技工士、歯科技工所の増減によらず常に安定した歯科補てつ物の供給体制をお約束します。
2. 当社の厳しい品質基準やコンプライアンス基準をクリアした歯科技工所のみを厳選し当社基準の歯科補てつ物の供給をお約束します。
(歯科技工所開設届、並びに歯科技工士免許証の確認ができた歯科技工所とのみ当社は歯科技工所間連携を行っております。)
また、当社の標準技工カレンダーでお示ししている納期の厳守もお約束します。
3. 現在お取引をされている歯科技工所では対応が難しい歯科補てつ物(保険CAD/CAM冠等)であっても当社をお取引先歯科技工所の二次委託先としてご指定いただくことにより様々な歯科補てつ物を安心してお試し頂くことができます。

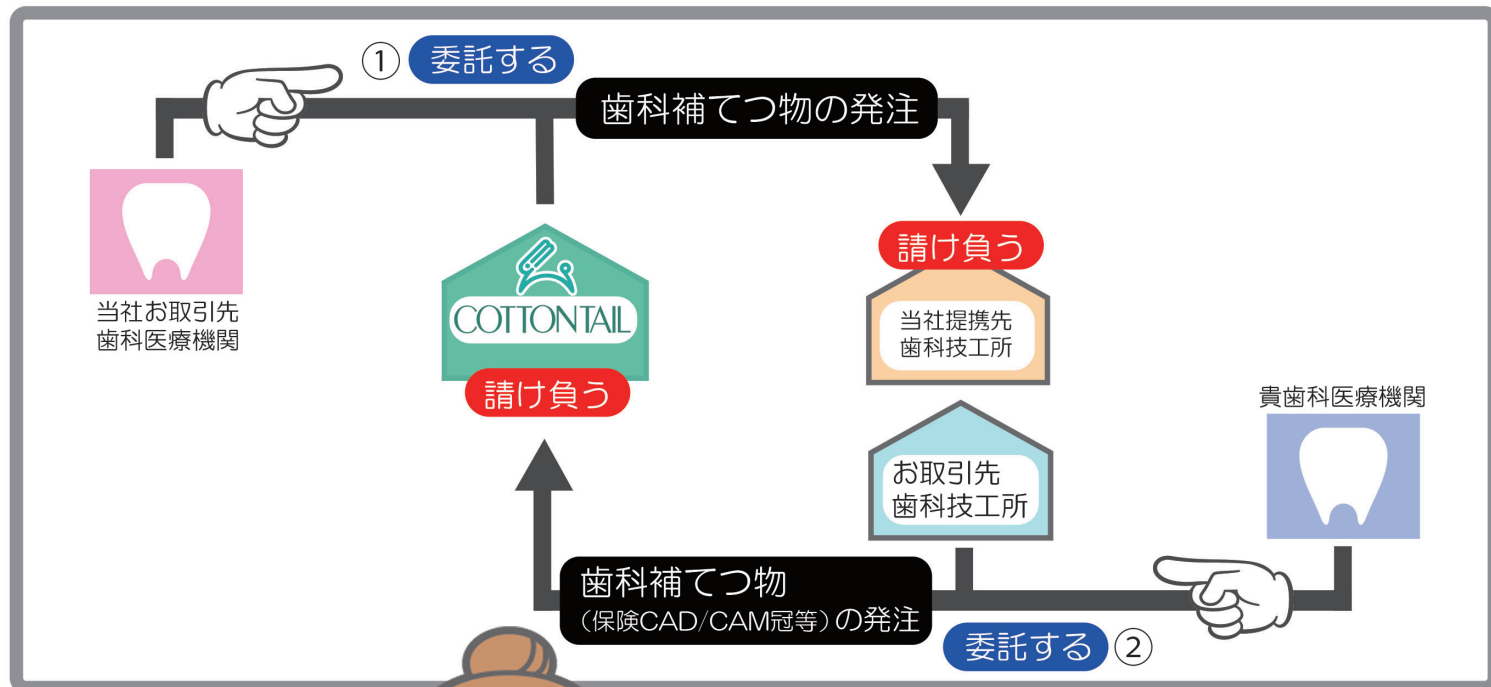
歯科技工所間連携(二次委託)には大きく2つの形があります

① 当社 ➡ 当社提携先歯科技工所

当社から当社提携先歯科技工所に
歯科補てつ物を二次委託する場合

② お取引先歯科技工所 ➡ 当社

貴歯科医療機関のお取引先歯科技工所から当社に
歯科補てつ物(保険CAD/CAM冠等)を二次委託する場合



歯科技工所同士が必要な部分を補い、相互に協力し合うのが歯科技工所間連携(歯科補てつ物の二次委託)です。歯科技工に関わる人材が不足しはじめている今だからこそ、また新しい歯科技工技術の普及を促進させるためにも今や歯科技工所間連携は歯科業界には欠かせないネットワークとなっています。

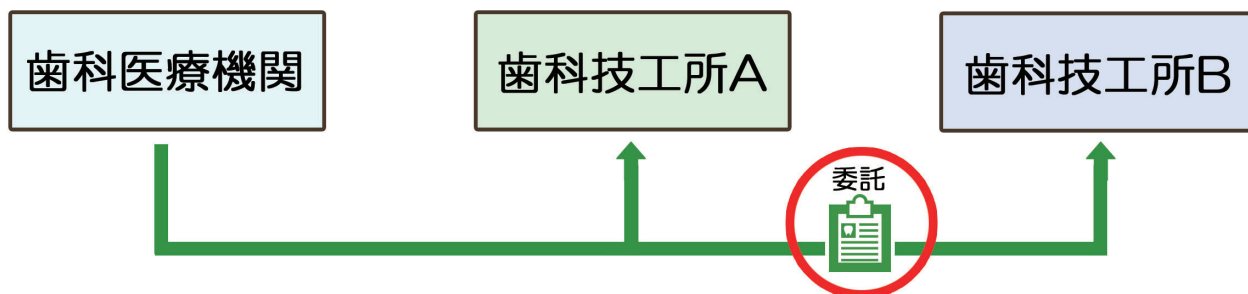
歯科補てつ物の歯科技工所間連携（二次委託）とは

二次委託は、下記のように定められています。

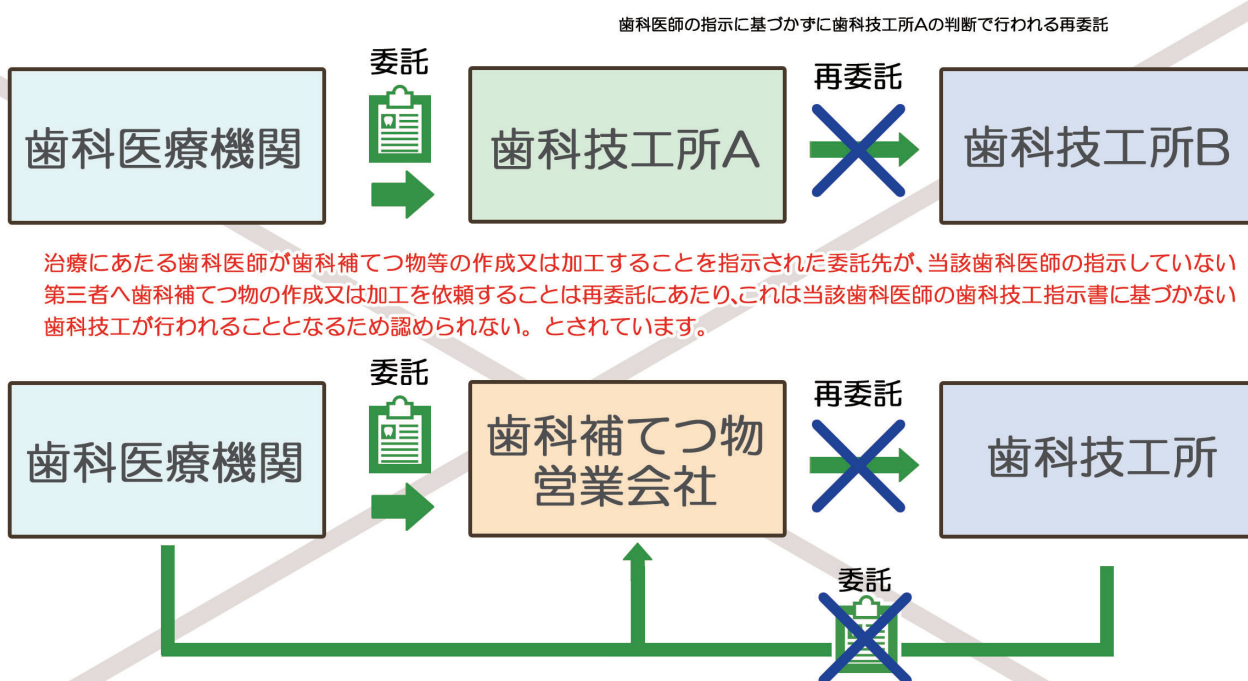
歯科補てつ物等の作成等が歯科医師の歯科技工指示書に基づき指示（二次委託をしてほしいと言う）され、歯科技工所として請け負った歯科補てつ物作成を第三者となる他の歯科技工所に委託することである。

※歯科技工士法第18条及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第12条により歯科補てつ物等の作成等は歯科医師の歯科技工指示書に基づき行わなければならない。

※通常委託という契約形態によって行われている。（厚生労働省通知より）



二次委託先である歯科技工所Bが委託先として歯科医師（歯科技工指示書）によって指示されていなければなりません。



治療にあたる歯科医師が歯科補てつ物等の作成又は加工することを指示された委託先が、当該歯科医師の指示していない第三者へ歯科補てつ物の作成又は加工を依頼することは再委託にあたり、これは当該歯科医師の歯科技工指示書に基づかない歯科技工が行われることとなるため認められない。とされています。

歯科技工所の非開設者である第三者（歯科補てつ物営業会社等）が歯科医療機関の一次受託者として歯科補てつ物を受託し、二次受託者（歯科技工所）に再委託することはできません。

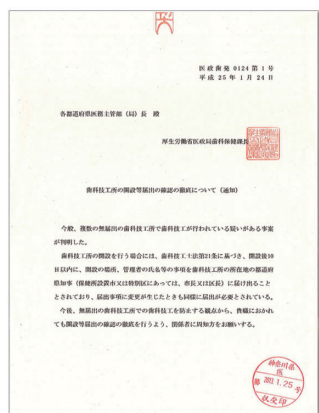
また、歯科補てつ物営業会社名での歯科技工指示書を発行することはできません（集配、納品に限られます）。

開設届済の歯科技工所のみが一次、二次受託者それぞれに該当するとされています。

トレーサビリティを確保します

歯科医療技術の進展、インターネットの普及により歯科補てつ物の委託、作成や歯科材料流通が多様化している現在、安心して安全な歯科医療を確立するために、歯科医療機関、歯科医師、委託先、患者等のすべての関係者が、歯科補てつ物等の委託過程及び作成過程並びに含有成分等に関する必要情報を共有できる仕組み（歯科技工録の記入と保存）が義務付けられています。

当社並びに当社提携先歯科技工所はトレーサビリティを確保し、コンプライアンスを徹底いたします。

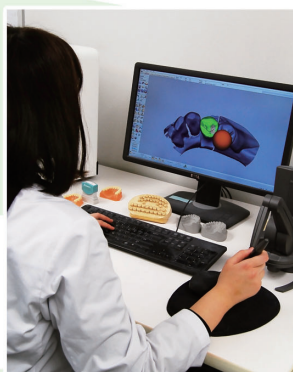


参考：医政歯発0124第1号
『歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について（通知）』

当社は歯科医療機関からのご指示のもとこのような歯科補てつ物を提携先歯科技工所に二次委託しております

- 保険のクラウン・ブリッジ
インレー,コア,全部金属冠,レジン前装金属冠 など
- 保険の義歯
個人トレー,咬合床,人工歯排列,完成 など
- 自費の義歯
チタン床など
- 自費のクラウン・ブリッジ
(4本以上の)ジルコニア連結冠やジルコニア・ブリッジ など
- 矯正装置

当社は提携先歯科技工所を通じて歯科医療機関からのご指示のもと、このような歯科補てつ物の作成を請け負っております



- 保険のクラウン・ブリッジ
CAD/CAM冠 など
- 自費の義歯
ノンクラスプ・デンチャー,
金属床 など



各事業所担当者までお気軽にお問合せください

私が担当致します。

担当者名

事業所名

電話番号

株式会社コットンテール

岡崎事業所 【所管保健所 岡崎市保健所】
〒444-0245 愛知県岡崎市在家町字向前田33番地
TEL 0564-57-4188 FAX 0564-57-4182

名古屋事業所 【所管保健所 名古屋市南保健所】
〒468-0003 愛知県名古屋市天白区鴻の巣2丁目1614
TEL 052-807-9990 FAX 052-807-9991

浜松事業所 【所管保健所 浜松市保健所】
〒431-1115 静岡県浜松市西区和地町773番地
TEL 053-486-0313 FAX 053-486-0577

